

学校生活の約束

生徒指導部

1 頭髪

- ① 男子
- 横は耳が半分かくてはいけません
 - 後ろは襟にかかってはいけません
 - 前髪は眉毛が隠れない程度です。
- ② 女子
- 前髪は目にかかってはいけません。
 - 後ろはセーラー服の襟の裾までです。
 - 後ろの髪が肩までである場合は、必ず結びましょう。
 - ゴムは派手でないものにしましょう。
- ③ 禁止事項
- ツーブロック（極端に長さに違いがあるもの・刈りあげではなく、段差があるもの）
 - 必要以上に髪をすく
 - ムースやワックス、ドライヤー等を使用して髪の毛を立てせる
 - 前髪を斜めに切る
 - 髪を染める
 - パーマや縮毛矯正等。（事情のある場合は相談して下さい）
- ④ その他禁止事項
- 眉毛を抜いたり、剃ったりしてはいけません。
 - 色つきリップ、マニキュアを含め、化粧は禁止です。
 - 装身具（指輪、ネックレス、ミサンガ、ライフバンド等）の着用は禁止です。

2 服装（どんな時、どんな場所でも通用する身だしなみを身につけよう）

- ① 制服
- 男女とも学校指定標準服を着用しましょう。
 - 男子は学生服の下にはカッターシャツを必ず着用しましょう。
 - 女子は学生服の下は白・黒・紺・茶・グレーです。
 - 女子のスカート丈は膝がちょうど隠れるよう着用しましょう。
 - 女子はリボンを必ず着用しましょう。（紛失を防ぐためリボンには記名をしよう）
 - ジャージのファスナーは一番上まできちんとしめましょう。
 - 下着は派手でないものを着用しましょう。
 - 体操服と下着を区別し、体操服を下着代わりに着用しないようにしましょう。
- ② 靴下
- くるぶしが完全に隠れ、白の無地もしくは、ワンポイントを着用しましょう。
- ③ 防寒着（着用の時期は生徒指導部から連絡をします）
- 制服の下にトレーナーやセーターを着用してかまいません。
 - 制服の下に着用する防寒着の色は白・黒・紺・茶・グレーとします。制服の袖や裾から防寒着を出さないように着用しましょう。
 - 通学時には、制服の上にコート、ウィンドブレーカーを着用してもかまいません。
- ※ 原則として玄関で着脱するようにしています。
- マフラー（ネックウォーマー）、手袋の色は白・黒・紺・茶・グレーにしましょう。
 - 女子は無地の黒かベージュのストッキングやタイツを着用してもかまいません。
 - 女子は、ハイネック、タートルネックの着用をしてもかまいませんが首に密着するものを着用するようにしましょう。
- ⑤ 通学カバン
- 指定カバンに入りきれない場合は、補助バック（指定なし）を使用してもかまいません。
 - 指定カバンにキーホルダーを付けてもかまいませんが、大きいものは避け、握り拳より小さいものを1つだけにしましょう。
- ⑥ 通学靴・シューズ
- 通学靴は学校指定のものを使用し、タブ裏とかかとの部分に漢字で名字を記名しましょう。
 - シューズは全学年黄色です。かかとの部分に漢字で名字を記名しましょう。

3 通学

① 登校

- ・ 8：00までには教室入り、自習の準備をしましょう。（8：00～自習・学習開始です）
- ・ 自転車通学者に限り、夏季は体操服または、一步前Tシャツを着用し自転車通学してもかまいません。（※着用のお知らせは生徒指導部から行います。）ただし、登校後は、タオルで汗を拭き、制服に着替えましょう。

② 下校

- ・ バス（タクシー）通学生はバス乗車のマナーを守りましょう。
- ・ 反射タスキを着用し、自分の身の安全を守りましょう。
- ※ 自転車の整備、点検をこまめに行いましょう。学期始めに安全指導点検があります。

4 学校生活

① 室内

- ・ 授業は原則として制服とします。ただし、必要に応じて体操服・ジャージへ更衣しても構いません。
※ 更衣後は、体操服・ジャージで受けます。（学校行事や集会等はこの限りではない）
- ・ 下足箱は、上段に体育館シューズ、下段に上履き・下履きを置くようにしましょう。
- ・ 安全のため、2階、3階のベランダの使用は禁止しています。
- ・ 清掃活動は、体操服・ジャージで行いましょう。（更衣場所は各学年が設定した場所）
- ・ カイロやマスクの包装、使用後は必ず自宅へ持ち帰って処分しましょう。
- ・ 制汗シートは無香料のものとし、ゴミは持ち帰るようにしましょう。

② 放課後

- ・ 下校時間を守りましょう。（スクールバスの出発時間が完全下校の時間です。）
- ・ 部活動に参加するときには、かばん類も一緒に持って教室を出しましょう。
- ・ 放課後に係等の活動を行う際は、担任の先生や部活動の顧問の先生に許可をもらいましょう。

③ 貴重品

- ・ 不要な金品は持ってこないようにしましょう。（紛失や盗難などのトラブルを避けるためです）
- ・ 貴重品を持参した場合は1時間目の授業が始まる前に担任もしくは学年の先生に預けましょう。

④ 不要物

- ・ 不要物（漫画、携帯電話、ゲーム機器、お菓子等）授業に必要ないものは持ってきてはいけません。
- ・ 携帯電話の持ち込みがあった場合には、担任が預かり、保護者に返します。
※ 不要物の校内での破損、紛失には、学校は責任を負いません。

5 校外生活

- ・ カラオケ店、ゲームセンター等の遊技場への出入りは、「長崎県少年保護育成条例」の定めによりますが、生徒だけの出入りは禁止です。
- ・ 生徒だけの夜間外出・深夜徘徊・外泊は「長崎県少年保護育成条例」により禁止されています。
- ・ 危険物（ナイフ等）や危険なおもちゃ（エアガン等）の有害がん具類については、「長崎県少年保護育成条例」により販売が禁止されています。持たせることも非常に危険です。
- ・ 旧小学校校舎や立ち入り禁止区域への侵入は犯罪行為となります。